随 意 契 約 結 果 表

担　当　課　名	下水道課		
案　　件　　名	三田市管渠特別重点調査業務		
案　件　の　概　要	本事業は、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ、三田市の下水道において同様の事故の再発を防止するため、大規模道路陥没を引き起こすおそれのある大口径かつ布設年度が古い下水道管路の緊急調査を目的とする。		
随意契約の種類	○ 随意契約　　◉ 単独随意契約		
契　約　年　月　日	令和　7　年　7　月　3　日	契約の相手方	株式会社アークス
契　約　金　額	11,000,000 円　（うち消費税相当額　1,000,000 円）		
契　約　期　間	契　約　を　行　っ　た　日　～　令和　7　年　10　月　31　日　まで		
随意契約とした理由	令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ、下水道に関連する同様の事故の再発を防止するため、大口径かつ布設年度が古い下水道管路の緊急調査が国土交通省より要請されている。 本業務は、上記下水道管路の目視調査等を行うものであり、調査結果によっては追加調査や道路陥没の発生を防止するための措置を行う必要が出てくる。 このため、本業務を早急に実施し調査結果を得ることで、調査結果に応じた必要な措置を迅速に講ずることができ、道路陥没事故を防ぎ市民の安全・安心が得られるものであるため、緊急を要するものである。 今回依頼を行う株式会社アークスは、同様の調査業務において多くの実績があり、かつ調査に必要な車両・機材を有し早急な対応が可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要がある場合）の規定により単独随意契約を行うものである。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号の規定による。 （緊急の必要があるもの）		